

第5期「仙台市障害福祉計画」に係る平成30年度実績（到達目標）

No.	項目	到達目標	第5期計画期間の実績・見込		平成29年度実績
			平成30年度目標	平成30年度実績	
1	施設入所者の地域生活への移行者数	令和2年度末までに、平成28年度末時点の全施設入所者数の539人のうち17人(3%)以上の地域移行を目指す。	6人	3人	6人
2	施設入所者数	令和2年度末時点において、平成29年度見込み人数(537人)から横ばいの人数で見込む。	537人	537人	542人
3	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置【新規】	令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。		平成31年3月に精神保健福祉審議会を開催し、本審議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場と位置付け、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を検討テーマとして協議を行っていくこととした。	保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に向けた検討を行った。
4	地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末までに、地域生活支援拠点等を整備する。		平成30年10月からモデル事業を実施した。また、令和2年度からの本格稼働に向け、モデル事業の検証を行うことを目的とした地域生活支援拠点運営会議を実施した(2回)。	整備に向けた詳細の検討および実態把握
5	福祉施設の利用者における一般就労への移行者数	令和2年度末時点において、平成28年度の年間実績数である192人より96人多い288人(50%増)の移行を目指す。	224人	276人	219人
6	就労移行支援事業の利用者数	令和2年度末時点において、平成28年度における利用者数360人より72人多い432人(20%増)とすることを旨とする。	391人	430人	405人
7	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	令和2年度末時点において、就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所を全体の50%以上とすることを旨とする。	36.0%	44.7%	36.1%
8	就労定着支援事業による職場定着率【新規】	令和2年度末時点において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを旨とする。		※平成30年8月の制度開始からまだ1年を経過していないため、実績なし。	
9	児童発達支援センターの設置数【新規】	国の指針では、令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目指すものとされているが、本市では平成30年度当初に11か所の整備を達成予定であるため、今期計画では質の向上を目指す。	質の向上	障害児通所施設6か所を新たに児童発達支援センターに移行し、市内の児童発達支援センター11か所全てにおいて、地域支援体制を確保した。	障害児通所施設3か所を新たに児童発達支援センターに移行し、既存2か所と合わせた5か所において、地域支援体制を確保した。
10	保育所等訪問支援の利用体制【新規】	国の指針では、令和2年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すものとされているが、アーチルや児童発達支援センターによる幼稚園や保育所等への支援機能の充実を目指す。	支援機能の充実	事業所数 1か所 延べ利用者数 0名 11か所の児童発達支援センターにおいて、地域の子育て支援施設への支援体制を確保した。	事業所数 1か所 延べ利用者数 3名 5か所の児童発達支援センターにおいて、地域の子育て支援施設への支援体制を確保した。
11	重症心身障害児に対する支援【新規】	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所等を、市内各区に1か所以上確保することを目指す。	3区以上	4区8か所 (青葉区:1か所、宮城野区:1か所、太白区:2か所、泉区:4か所)	3区7か所 (宮城野区:2か所、太白区:2か所、泉区:3か所)
12	医療的ケア児に対する支援【新規】	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを旨とする。	協議の場の設置	設置 (仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会)	